

(19) 日本国特許庁(JP)

(12) 特許公報(B2)

(11) 特許番号

特許第6526842号
(P6526842)

(45) 発行日 令和1年6月5日(2019.6.5)

(24) 登録日 令和1年5月17日(2019.5.17)

(51) Int.Cl.

G06F 21/56 (2013.01)

F 1

G06F 21/56 360

請求項の数 20 (全 19 頁)

(21) 出願番号 特願2017-566815 (P2017-566815)
 (86) (22) 出願日 平成28年5月25日 (2016.5.25)
 (65) 公表番号 特表2018-519604 (P2018-519604A)
 (43) 公表日 平成30年7月19日 (2018.7.19)
 (86) 國際出願番号 PCT/US2016/033977
 (87) 國際公開番号 WO2017/003587
 (87) 國際公開日 平成29年1月5日 (2017.1.5)
 審査請求日 平成30年2月5日 (2018.2.5)
 (31) 優先権主張番号 14/752,901
 (32) 優先日 平成27年6月27日 (2015.6.27)
 (33) 優先権主張国 米国(US)

(73) 特許権者 517378810
 マカフィー、エルエルシー
 アメリカ合衆国、95054 カリフォルニア州、サンタクララミッションカレッジ ブーレバード 2821
 (74) 代理人 110000877
 龍華国際特許業務法人
 (72) 発明者 エドワーズ、ジョンサン エル.
 アメリカ合衆国、95054 カリフォルニア州、サンタクララミッションカレッジ ブーレバード 2821 マカフィー、インコーポレイテッド内

最終頁に続く

(54) 【発明の名称】マルウェアの検出

(57) 【特許請求の範囲】

【請求項 1】

少なくとも 1 つのプロセッサに、
 ハイパーバイザを用いて、実行中のプロセスを監視する手順と、
 前記プロセスが 1 または複数のシステム関数を検索するために解析しているかどうかを
 判断する手順と、
 前記プロセスが 1 または複数のシステム関数を検索するために解析しているという判断
 に基づいて、マルウェアについて前記プロセスを分析するべく前記プロセスをネットワー
 ク要素に送信する手順と
 を実行させ、

前記判断する手順は、前記プロセスがダイナミックリンクライブラリテーブルを見つけて解釈するべく、portable executable ヘッダを解析する場合に、前記プロセスが 1 または複数のシステム関数を検索するために解析していると判断することを含む、

コンピュータプログラム。

【請求項 2】

前記プロセスはシェルコードを含む、請求項 1 に記載のコンピュータプログラム。

【請求項 3】

前記少なくとも 1 つのプロセッサに、前記プロセスがブラックリストに見つかるこことを
 判断する手順をさらに実行させる、請求項 1 または 2 に記載のコンピュータプログラム。

【請求項 4】

前記少なくとも 1 つのプロセッサに、前記プロセスがブラックリストに見つかるという判断に基づいて、前記プロセスが動作できないようにする手順をさらに実行させる、請求項 3 に記載のコンピュータプログラム。

【請求項 5】

前記少なくとも 1 つのプロセッサに、前記プロセスが 1 または複数のシステム関数を検索するために解析していないという判断に基づいて、前記プロセスが動作することを許可する手順をさらに実行させる、請求項 1 から 4 のいずれか一項に記載のコンピュータプログラム。

【請求項 6】

10

装置であって、

ネットワーク要素との通信のための回路と、
電子コードを格納することができるメモリ要素と、
ハイパーテザと、
前記装置が、

前記ハイパーテザを用いて、実行中のプロセスを監視し、

前記プロセスが 1 または複数のシステム関数を検索するために解析しているかどうかを判断し、

前記プロセスが 1 または複数のシステム関数を検索するために解析しているという判断に基づいて、マルウェアについて前記プロセスを分析するべく前記プロセスをネットワーク要素に送信する

20

ように構成されるように、前記電子コードに関連付けられる命令を実行することができるプロセッサと

を備え、

前記判断することは、前記プロセスがダイナミックリンクライブラリテーブルを見つけて解釈するべく、portable executable ヘッダを解析する場合に、前記プロセスが 1 または複数のシステム関数を検索するために解析していると判断することを含む、
装置。

【請求項 7】

30

前記プロセスはシェルコードを含む、請求項 6 に記載の装置。

【請求項 8】

前記プロセッサは、前記装置が、前記プロセスがブラックリストに見つかることを判断するようにさらに構成されるように、前記電子コードに関連付けられるさらなる命令を実行することができる、請求項 6 または 7 に記載の装置。

【請求項 9】

前記プロセッサは、前記装置が、前記プロセスがブラックリストに見つかるという判断に基づいて、前記プロセスが動作できないないようにするようにさらに構成されるように、前記電子コードに関連付けられるさらなる命令を実行することができる、請求項 8 に記載の装置。

40

【請求項 10】

前記プロセッサは、前記装置が、前記プロセスが 1 または複数のシステム関数を検索するために解析していないという判断に基づいて、前記プロセスが動作することを許可するようにさらに構成されるように、前記電子コードに関連付けられるさらなる命令を実行することができる、請求項 6 から 9 のいずれか一項に記載の装置。

【請求項 11】

ハイパーテザを用いて、実行中のプロセスを監視する段階と、

前記プロセスが 1 または複数のシステム関数を検索するために解析しているかどうかを判断する段階と、

前記プロセスが 1 または複数のシステム関数を検索するために解析しているという判断

50

に基づいて、マルウェアについて前記プロセスを分析するべく前記プロセスをネットワーク要素に送信する段階と

を備え、

前記判断する段階は、前記プロセスがダイナミックリンクライブラリテーブルを見つけて解釈するべく、portable executableヘッダを解析する場合に、前記プロセスが1または複数のシステム関数を検索するために解析していると判断すること含む、

方法。

【請求項12】

前記プロセスはシェルコードを含む、請求項11に記載の方法。

10

【請求項13】

前記プロセスがブラックリストに見つかることを判断する段階をさらに備える、請求項11または12に記載の方法。

【請求項14】

前記プロセスがブラックリストに見つかるという判断に基づいて、前記プロセスが動作できないようにする段階をさらに備える、請求項13に記載の方法。

【請求項15】

前記プロセスが1または複数のシステム関数を検索するために解析していないという判断に基づいて、前記プロセスが動作することを許可する段階をさらに備える、請求項11から14のいずれか一項に記載の方法。

20

【請求項16】

マルウェアを検出するためのシステムであって、

前記システムは、

ネットワーク要素と、

ハイパーテイプと、

メモリ要素と、

プロセッサであって、

前記ハイパーテイプを用いて、実行中のプロセスを監視し、

前記プロセスが1または複数のシステム関数を検索するために解析しているかどうかを判断し、

30

前記プロセスが1または複数のシステム関数を検索するために解析しているという判断に基づいて、マルウェアについて前記プロセスを分析するべく前記プロセスをネットワーク要素に送信する

命令を実行することができるプロセッサと

を有する電子デバイスと、

前記ネットワーク要素と前記電子デバイスとを接続するネットワークと

を備え、

前記判断することは、前記プロセスがダイナミックリンクライブラリテーブルを見つけて解釈するべく、portable executableヘッダを解析する場合に、前記プロセスが1または複数のシステム関数を検索するために解析していると判断することを含む、

システム。

【請求項17】

前記プロセスはシェルコードを含む、請求項16に記載のシステム。

【請求項18】

前記プロセッサは、前記プロセスがブラックリストに見つかることを判断するさらなる命令を実行することができる、請求項16または17に記載のシステム。

【請求項19】

前記プロセッサは、前記プロセスがブラックリストに見つかるという判断に基づいて、前記プロセスが動作できないようにするさらなる命令を実行することができる、請求項1

40

8に記載のシステム。

【請求項 20】

前記プロセッサは、前記プロセスが1または複数のシステム関数を検索するために解析していないという判断に基づいて、前記プロセスが動作することを許可するさらなる命令を実行することができる、請求項16から19のいずれか一項に記載のシステム。

【発明の詳細な説明】

【技術分野】

【0001】

[関連出願の相互参照]

本願は、2015年6月27日に出願された「マルウェアの検出」と題する、米国非仮(実用)特許出願第14/752,901号の利益およびそれに基づく優先権を主張し、その全体が本明細書に参照として組み込まれる。 10

【0002】

本開示は、概して、情報セキュリティの分野に関し、より具体的には、マルウェアの検出に関する。

【背景技術】

【0003】

ネットワークセキュリティの分野は、現代社会において、ますます重要になってきている。インターネットは、世界中の種々のコンピュータネットワークの相互接続を可能にしている。特に、インターネットは、様々な種類のクライアントデバイスを介して、種々のコンピュータネットワークに接続された種々のユーザ間でデータを交換するための媒体を提供する。インターネットの使用が、ビジネスコミュニケーションおよびパーソナルコミュニケーションを変化させてきた一方、それはまた、悪意のあるオペレータが、コンピュータおよびコンピュータネットワークへ不正アクセスを得るための、および機密情報の意図的なまたは不注意な開示のための手段として使われている。 20

【0004】

ホストコンピュータを感染させる悪意のあるソフトウェア(「マルウェア」)は、ホストコンピュータと関連付けられる企業または個人から機密情報を盗取すること、他のホストコンピュータに伝播すること、および/または分散サービス妨害攻撃に支援すること、ホストコンピュータからスパムまたは悪意のある電子メールを送信することなどの任意の数の悪意のある動作を実行することが可能であり得る。従って、悪意のあるソフトウェアおよびデバイスによる、悪意があって、不注意な不当利用から、コンピュータおよびコンピュータネットワークを保護するために、重要な管理上の課題が残る。 30

【図面の簡単な説明】

【0005】

本開示およびその特徴ならびに利益に対するより完全な理解を提供するため、添付の図と併せて以下の説明が参照される。同様の参照番号は、同様の部分を表す。

【0006】

【図1】本開示の一実施形態に係る、マルウェアの検出のための通信システムの簡略プロック図である。 40

【0007】

【図2】本開示の一実施形態に係る、マルウェアの検出のための通信システムの一部の簡略プロック図である。

【0008】

【図3】一実施形態に係る、通信システムと関連付けられ得る潜在的な動作を例示する簡略フローチャートである。

【0009】

【図4】一実施形態に係る、通信システムと関連付けられ得る潜在的な動作を例示する簡略フローチャートである。

【0010】

50

20

30

40

50

【図5】一実施形態に係る、ポイントツーポイント構成で配置される例示的なコンピューティングシステムを例示するブロック図である。

【0011】

【図6】本開示の例示的なARMエコシステムシステムオンチップ(SOC)と関連付けられる簡略ブロック図である。

【0012】

【図7】一実施形態に係る、例示的なプロセッサコアを例示するブロック図である。

【0013】

図面の図は、それらの寸法が、本開示の範囲から逸脱することなく大幅に変更され得ることから、必ずしも縮尺通りに描かれていない。

10

【発明を実施するための形態】

【0014】

[例示的な実施形態] 図1は、本開示の一実施形態に係る、マルウェアの検出のための通信システム100の簡略ブロック図である。図1に例示されているように、通信システム100の一実施形態は、電子デバイス102、クラウドサービス104、およびサーバ106を含んでよい。電子デバイス102は、オペレーティングシステム(OS)110、メモリ112、プロセッサ114、ハイパーバイザ116、セキュリティモジュール118、および少なくとも1つのアプリケーション120を含んでよい。OS110は、OS関数122およびOS変数124を含んでよい。メモリ112は、共用ライブラリ126を含んでよい。セキュリティモジュール118は、システム処理監視モジュール128、ホワイトリスト130、およびブラックリスト132を含んでよい。クラウドサービス104およびサーバ106は、ネットワークセキュリティモジュール134をそれぞれ含んでよい。ネットワークセキュリティモジュール134は、ホワイトリスト130およびブラックリスト132を含んでよい。電子デバイス102、クラウドサービス104、およびサーバ106は、ネットワーク108を使用して通信を行い得る。一例において、悪意のあるデバイス136は、悪意のあるコード138で電子デバイス102を感染させるために、ネットワーク108または何らかの他の手段(例えば、物理的な接続)を使用することを試み得る。

20

【0015】

例示的な実施形態において、通信システム100は、プロセスのスレッドを監視し、スレッドが、プロセスが既に知っているべき関数を検索することを試みているかを判断するよう構成され得る。共通する関数は、公開されているライブラリで利用可能で、エクスポートライブラリに対してリンクされ、ダイナミックリンクライブラリ(DLL)ローダが自動的にアドレスを解決できるので、概して、正規のソフトウェアまたは正規のアプリケーションの一部であるコードは、オペレーティングシステムとインターフェクトするべく、共通する関数を検索する必要がない。しかしながら、悪意のあるコードは、多くの場合、様々な関数呼び出しの場所を知らず、悪意のあるコードが実行され得る前に、まず関数を見つけなければならない。システム関数に関連する特定のファイルおよび領域を読み取り不可能とマーク付けすることにより、システムは、何がシステム関数の位置を特定するためにファイルおよび領域を読み取っているかを分析でき、コードが信頼できるものか、悪意のあるものかの判断を行うことができる。

30

【0016】

図1の要素は、ネットワーク(例えば、ネットワーク108)通信のための実行可能な経路を提供する任意の好適な接続(有線または無線)を使用する1または複数のインターフェースを通じて互いに結合されてよい。さらに、図1のこれらの要素のうち任意の1または複数のものは、特定の構成の必要性に基づいて組み合わせられる、またはアーキテクチャから取り除かれてよい。通信システム100は、ネットワークにおけるパケットの送信または受信のための伝送制御プロトコル/インターネットプロトコル(TCP/IP)通信が可能な構成を含み得る。通信システム100は、適切な場合、かつ特定の必要性に基づいて、ユーザデータグラムプロトコル/IP(UDP/IP)または任意の他の好適な

40

50

プロトコルと併せて動作してもよい。

【0017】

通信システム100の特定の例示的な技術を例示する目的では、ネットワーク環境をトラバースし得る通信を理解することが重要である。以下の基礎的情報は、本開示が適切に説明され得る基礎と見なされてよい。

【0018】

悪意のあるコード138は、ホストコンピュータ（例えば、電子デバイス102）を感染させ、ホストコンピュータと関連付られる企業または個人から機密情報を盗取すること、他のホストコンピュータに伝播すること、および／または、分散サービス妨害攻撃を支援すること、ホストコンピュータからスパムまたは悪意のある電子メールを送信することなどの任意の数の悪意のある動作を実行させる、マルウェアまたは悪意のあるソフトウェアであり得る。マルウェアの共通の特徴の1つは、機械上において動作しているソフトウェアの脆弱性を利用するためにシェルコードを使用することである。シェルコードは、ソフトウェアの脆弱性の不当利用において、ペイロードとして使用される1つのコードである。それは、攻撃者が感染した機械を制御できるようにするために、コマンドシェルを一般に起動するので、「シェルコード」と呼ばれる。シェルコードが機械を効果的に感染させる前に、OS関数またはOSルーチン（例えば、Load Library、Create Fileなど）を見つけて、そのペイロードを実行する必要がある。OSルーチンを見つけるためにシェルコードは、GetProcAddressを呼び出す、またはportable executable (PE) ヘッダを解析し、DLLのインポートおよびエクスポートテーブルを見つけて解釈することができる。シェルコードを検出し、悪意のあるアクティビティを特定するためのシステムおよび方法を提供するセキュリティソリューションが必要とされている。10

【0019】

図1で概説されているように、マルウェアの検出のための通信システムが、これら（およびその他）の課題を解決する。通信システム100は、コードが実行され、データにアクセスするときにコードを監視するべく、ハイパーバイザ（例えば、ハイパーバイザ116）メモリベースの監視を使用するよう構成され得る。例えば、メモリ読み込み監視は、マルウェアが実行され得る前に必要とされ得るOS関数を見つけるために、マルウェアが読み取る必要があるデータ構造に対して使用され得る。DLLが、何らかの関数をプロセスにエクスポートした場合、関数の開始の場所についての情報、ならびに、テーブル（例えば、エクスポートテーブル）に格納されている関数の名前が見つけられ得、それらは、DLLの始めの部分に、周知の構造により示される。通信システム100は、ハイパーバイザを使用して、これらの構造およびテーブルを読み取り不可能にし、これにより、プロセスがそれらを読み取った場合、システムがプロセスを分析し、アクセスのパターン、および構造またはテーブルにアクセスしているコードのパターンを調べるよう構成され得る。アクセスされているパターンおよびバイトから、システムは、どの関数が検索されているかを判断でき、コードが、関数を見つけるための悪意のある試みであるか判断できる。30

【0020】

例えば、システム処理監視モジュール128は、OS関数（例えば、OS関数122）およびOS変数（例えば、OS変数124）を検索する（例えば、アプリケーション120からの）コードを分析するよう構成され得る。システムの共用ライブラリ（例えば、共用ライブラリ126）において、コードを読み取り不可能にすることによる利益はないので、どこでOS関数またはOS変数を見つけるかを示す構造だけが、読み取り不可能にされる。保護され、読み取り不可能とマーク付けされたメモリのエリアは、インポートおよびエクスポートテーブル、DLL、PEファイルなどを含んでよい。40

【0021】

図1のインフラストラクチャを参照すると、例示的な一実施形態に係る通信システム100が示されている。概して、通信システム100は、任意の種類またはトポロジのネットワークにおいて実装され得る。ネットワーク108は、通信システム100を通じて伝

10

20

30

40

50

播する情報パケットを受信するおよび送信するための、相互接続された通信経路の一連のポイントまたはノードを表す。ネットワーク108は、ノード間の通信インターフェースを提供し、任意のローカルエリアネットワーク(ＬＡＮ)、仮想ローカルエリアネットワーク(ＶＬＡＮ)、ワイドエリアネットワーク(ＷＡΝ)、無線ローカルエリアネットワーク(ＷＬＡＮ)、メトロポリタンエリアネットワーク(ＭＡΝ)、イントラネット、エクストラネット、仮想プライベートネットワーク(ＶＰＮ)、およびネットワーク環境において通信を容易にする任意の他の適切なアーキテクチャもしくはシステム、または、有線および／または無線通信を含むそれらの任意の好適な組み合わせとして構成され得る。

【0022】

通信システム100において、パケット、フレーム、信号、データなどを含むネットワークトラフィックは、任意の好適な通信メッセージングプロトコルに従って送受信され得る。好適な通信メッセージングプロトコルは、オープンシステム間相互接続(ＯＳＩ)モデルのような多層スキーム、またはそれらのあらゆる派生例もしくは変形例(例えば、伝送制御プロトコル／インターネットプロトコル(ＴＣＰ／ＩＰ)、ユーザデータグラムプロトコル／ＩＰ(ＵＤＰ／ＩＰ))を含んでよい。さらに、セルラーネットワークを介した無線信号通信が、通信システム100において提供されてもよい。好適なインターフェースおよびインフラストラクチャは、セルラーネットワークとの通信を可能にするために提供され得る。

【0023】

本明細書で使用されている「パケット」という用語は、パケット交換ネットワーク上で、ソースノードと宛先ノードとの間でルーティングされ得るデータ単位を指す。パケットは、ソースネットワークアドレスおよび宛先ネットワークアドレスを含む。これらのネットワークアドレスは、ＴＣＰ／ＩＰメッセージングプロトコルにおけるインターネットプロトコル(ＩＰ)アドレスであってよい。本明細書で使用されている「データ」という用語は、電子デバイスおよび／またはネットワークにおいて1つのポイントから別のポイントに伝達され得る、任意の種類のバイナリ、数値、音声、ビデオ、テキストもしくはスクリプトのデータ、または任意の種類のソースコードもしくはオブジェクトコード、または、任意の適切なフォーマットの任意の他の好適な情報を指す。さらに、メッセージ、要求、応答およびクエリは、ネットワークトラフィックの形式であり、従って、パケット、フレーム、信号、データなどを備え得る。

【0024】

例示的な一実装例において、電子デバイス102、クラウドサービス104、およびサーバ106は、ネットワーク機器、サーバ、ルータ、スイッチ、ゲートウェイ、ブリッジ、ロードバランサ、プロセッサ、モジュール、またはネットワーク環境で情報を交換するために動作可能な任意の他の好適なデバイス、コンポーネント、要素またはオブジェクトを包含するよう意図されたネットワーク要素である。ネットワーク要素は、それらの動作を容易にする、任意の好適なハードウェア、ソフトウェア、コンポーネント、モジュールまたはオブジェクト、ならびにネットワーク環境において、データもしくは情報を受信、送信および／またはその他の方法で伝達するための好適なインターフェースを含み得る。これは、データまたは情報の効果的な交換を可能にする適切なアルゴリズムおよび通信プロトコルを含み得る。

【0025】

通信システム100と関連付けられる内部構造に関して、電子デバイス102、クラウドサービス104、およびサーバ106の各々は、本明細書に概説されている動作において使用されるべき情報を格納するためのメモリ要素を含んでよい。電子デバイス102、クラウドサービス104、およびサーバ106の各々は、任意の好適なメモリ要素(例えば、ランダムアクセスメモリ(ＲＡＭ)、リードオンリメモリ(ＲＯＭ)、消去可能プログラマブルＲＯＭ(ＥＰＲＯＭ)、電気的消去可能プログラマブルＲＯＭ(ＥＥＰＲＯＭ)、特定用途向け集積回路(ＡＳＩＣ)など)、ソフトウェア、ハードウェア、ファームウェア、または、適切でかつ特定の必要性に基づいて任意の他の好適なコンポーネント、

10

20

30

40

50

デバイス、要素、もしくはオブジェクトに情報を保存し得る。本明細書に記載されているメモリアイテムの何れも、「メモリ要素」という広義の用語内に包含されると解釈されるべきである。さらに、通信システム100において使用されている、追跡されている、送信されている、または受信されている情報は、任意のデータベース、レジスタ、キー、テーブル、キャッシュ、制御リスト、または他のストレージ構造にて提供され得、その全ては、任意の好適なタイムフレームにおいて参照され得る。そのようなストレージの選択肢の何れも、本明細書で使用されている「メモリ要素」という広義の用語内に含まれ得る。

【0026】

特定の例示的な実装例において、本明細書に概説されている機能は、非一時的コンピュータ可読媒体を含み得る1または複数の有形媒体内に符号化されているロジック（例えば、A S I C 内に設けられる埋込みロジック、デジタル信号プロセッサ（D S P）命令、プロセッサ、または、他の同様の機械などにより実行される（オブジェクトコードおよびソースコードを潜在的に含む）ソフトウェア）により実装され得る。これらの例のいくつかにおいて、メモリ要素は、本明細書に説明されている動作に使用されるデータを格納できる。これは、本明細書に説明されているアクティビティを行うために実行されるソフトウェア、ロジック、コードまたはプロセッサ命令を格納することを可能にするメモリ要素を含む。

【0027】

例示的な一実装例において、電子デバイス102、クラウドサービス104、およびサーバ106のような通信システム100のネットワーク要素は、本明細書に概説されている動作を実現または促進するためのソフトウェアモジュール（例えば、セキュリティモジュール118、システム処理監視モジュール128、およびネットワークセキュリティモジュール134）を含み得る。これらのモジュールは、特定の構成および／またはプロビジョニングの必要性に基づき得る、任意の適切な態様で、好適に組み合わされ得る。例示的な実施形態において、そのような動作は、意図される機能を実現するべく、これらの要素の外部に実装されるハードウェア、または、何らかの他のネットワークデバイスに含まれるハードウェアにより実行され得る。さらに、モジュールは、ソフトウェア、ハードウェア、ファームウェア、またはそれらの任意の好適な組み合わせとして実装され得る。これらの要素は、本明細書に概説されているような動作を実現するために、他のネットワーク要素と連携できるソフトウェア（またはレシプロケーティングソフトウェア）も含み得る。

【0028】

さらに、電子デバイス102、クラウドサービス104、およびサーバ106の各々は、本明細書に記載されているアクティビティを実行するためのソフトウェアまたはアルゴリズムを実行し得るプロセッサを含んでよい。プロセッサは、本明細書に詳述されている動作を実現するために、データと関連付けられた任意の種類の命令を実行できる。1つの例において、プロセッサは、要素または物品（例えばデータ）を1つの状態または物から別の状態または物へ変換できる。別の例において、本明細書に概説されているアクティビティは、固定ロジックまたはプログラマブルロジック（例えば、プロセッサにより実行されるソフトウェア／コンピュータ命令）で実装され得る。本明細書で識別される要素は、デジタルロジック、ソフトウェア、コード、電子命令、またはそれらの任意の好適な組み合わせを含む、何らかの種類のプログラマブルプロセッサ、プログラマブルデジタルロジック（例えば、フィールドプログラマブルゲートアレイ（F P G A）、E P R O M、E E P R O M）、またはA S I C であり得る。本明細書に説明されている、潜在的な処理要素、モジュールおよび機械の何れも、「プロセッサ」という広義の用語内に包含されていると解釈されるべきである。

【0029】

電子デバイス102は、ネットワーク要素であってよく、例えばデスクトップコンピュータ、ラップトップコンピュータ、モバイルデバイス、パーソナルデジタルアシスタント

10

20

30

40

50

、スマートフォン、タブレット、または他の同様のデバイスを含む。クラウドサービス 104 は、電子デバイス 102 にクラウドサービスを提供するよう構成される。クラウドサービスは、概して、インターネットのようなネットワークを介したサービスとして供給されるコンピューティングリソースを使用することと定義される。通常、計算、ストレージ、およびネットワークリソースは、クラウドインフラストラクチャにおいて提供され、作業負荷をローカルネットワークからクラウドネットワークへ効果的にシフトさせる。サーバ 106 は、サーバまたは仮想サーバのようなネットワーク要素であり得、何らかのネットワーク（例えば、ネットワーク 108）を介して通信システム 100 における通信を開始したいクライアント、顧客、エンドポイントまたはエンドユーザと関連付られ得る。「サーバ」という用語は、通信システム 100 内で、クライアントの要求を果たすため、および／またはクライアントに代わって何らかの計算タスクを実行するために使用されるデバイスを含む。セキュリティモジュール 118 は、電子デバイス 102 内に位置するよう図 1 には示されているが、これは例示目的に過ぎない。セキュリティモジュール 118 は、任意の好適な構成で組み合わせられてよく、または分離されてよい。さらに、セキュリティモジュール 118 は、クラウドサービス 104 またはサーバ 106 のような、電子デバイス 102 によりアクセス可能な別のネットワークと統合され得、または、別のネットワーク内に分散され得る。

【0030】

図 2 を参照すると、図 2 は、マルウェアの検出のための通信システム 100 の一部の簡略ブロック図である。図 2 に例示されているように、電子デバイス 102 は、OS 110 20、メモリ 112、セキュリティモジュール 118、およびアプリケーション 120 を含んでよい。OS 110 は、OS 関数 122 および OS 変数 124 を含んでよい。メモリ 112 は、DLL 140、インポートおよびエクスポートテーブル 142、1 または複数の PE ファイル 144、ならびに Get Proc Address 148 を含んでよい。セキュリティモジュール 118 は、システム処理監視モジュール 128、ホワイトリスト 130、およびブラックリスト 132 を含んでよい。アプリケーション 120 は、シェルコード 146 を含んでよい。各 PE ファイル 144 は、ヘッダ 150 を含んでよい。Get Proc Address 148 は、DLL 140 からエクスポートされた関数または変数のアドレスを取得できる。

【0031】

アプリケーションが悪意のあるものである、または悪意のあるコード 138 を含む場合、シェルコード 146 が機械を効果的に感染させる前に、シェルコード 146 は、オペレーティングシステム関数またはルーチン（例えば、例示的な Load Library、Create File など）を見つけて、そのペイロードを実行する必要がある。OS ルーチンを見つけるためにシェルコードは、Get Proc Address 148 を呼び出す、または PE ファイル 144 から PE ヘッダを検索するために解析し、DLL のインポートおよびエクスポートテーブル 142 を見つけて解釈することができる。例えば、DLL 140 が、何らかの関数をプロセスにエクスポートする場合、関数の開始についての情報、ならびに関数の名前が見つけられ得る。関数の名前は、DLL 140 の始めに周知の構造により示されるインポートおよびエクスポートテーブル 142 に格納され得る。ホワイトリスト 122 は、既知のクリーンなまたは信頼できるアプリケーション、コード、ストリングなどのエントリを含んでよく、誤検知を削減するために使用され得る。ブラックリスト 124 は、既知の悪意のあるまたは信頼されないアプリケーション、コード、ストリングなどのエントリを含んでよい。

【0032】

図 3 を参照すると、図 3 は、一実施形態に係る、マルウェアの検出と関連付けられ得るフロー 300 の考えられる動作を例示する例示的なフローチャートである。302 において、プロセスが動作を開始する。304 においてシステムは、プロセスが監視されるべきかを判断する。プロセスが監視されるべきではない場合、次にプロセスは、310 で示されるようにフラグ設定されない。例えば、プロセスは、ホワイトリスト 130 内に見つか

10

20

30

40

50

り得、信頼できると分類され得る。加えて、プロセスは、通常、マルウェアについて監視されないプロセスであり得る。プロセスが監視されるべきである（例えば、アプリケーションが不明である、またはブラックリスト 132 内に見つかった）場合、次にシステムは、306 で示されるように、プロセスがシステム関数を手動で検索（例えば、検索のために解析）しているかを判断する。プロセスが手動でシステム関数を検索（例えば、検索のために解析）していない場合、次にプロセスは、310 で示されるようにフラグ設定されない。プロセスが手動でシステム関数を検索（例えば、検索のために解析）している場合、次にプロセスは、308 で示されるようにフラグ設定される。プロセスをフラグ設定することにより、プロセスは、セキュリティモジュール 118 によりマルウェアについて分析され得、または（例えばネットワークセキュリティモジュール 134 による）さらなる分析のためにネットワーク要素に送信され得る。

【0033】

図 4 を参照すると、図 4 は、一実施形態に係る、マルウェアの検出と関連付けられ得るフロー 400 の考えられる動作を例示する例示的なフローチャートである。402 において、アプリケーションが、実行を開始する。404 において、DLL テーブルを手動で（例えば、解析し）見つけて解釈するために、アプリケーションは、PE ファイルの解析を開始する。406 において、アプリケーションが悪意のあるものか判断するさらなる分析のために、アプリケーションはフラグ設定される。例えば、プロセスは、セキュリティモジュール 118 によりマルウェアについて分析され得、または（例えばネットワークセキュリティモジュール 134 による）さらなる分析のためにネットワーク要素に送信され得る。

【0034】

図 5 は、一実施形態に係る、ポイントツーポイント（PtP）構成で配置されるコンピューティングシステム 500 を例示する。特に、図 5 は、プロセッサ、メモリ、および出入力デバイスが、多数のポイントツーポイントインターフェースにより相互接続されるシステムを示す。概して、通信システム 100 のネットワーク要素のうち 1 または複数は、コンピューティングシステム 500 と同一または同様の態様で構成されてよい。

【0035】

図 5 に例示されているように、システム 500 は、いくつかのプロセッサを含み得るが、明確にするために、それらのうちプロセッサ 570 および 580 の 2 つのみが示されている。2 つのプロセッサ 570 および 580 が示されている一方、システム 500 の一実施形態は、そのようなプロセッサを 1 つだけ含んでもよいことが理解されるだろう。プロセッサ 570 および 580 の各々は、プログラムの複数のスレッドを実行するための一連のコア（すなわち、プロセッサコア 574A および 574B、ならびにプロセッサコア 584A および 584B）を含んでよい。コアは、図 1 から図 5 を参照して上述されているものと同様の態様で、命令コードを実行するよう構成され得る。各プロセッサ 570、580 は、少なくとも 1 つの共有キャッシュ 571、581 を含んでよい。共有キャッシュ 571、581 は、プロセッサコア 574 および 584 のような、プロセッサ 570、580 の 1 または複数のコンポーネントにより利用されるデータ（例えば、命令）を格納してよい。

【0036】

プロセッサ 570 および 580 は、メモリ要素 532 および 534 と通信するための集積メモリコントローラロジック（MC）572 および 582 をそれぞれ含んでもよい。メモリ要素 532 および / または 534 は、プロセッサ 570 および 580 により使用される様々なデータを格納してよい。代替的な実施形態において、メモリコントローラロジック 572 および 582 は、プロセッサ 570 および 580 とは分離したディスクリートロジックであってよい。

【0037】

プロセッサ 570 および 580 は、任意の種類のプロセッサであり得、それぞれ、ポイントツーポイントインターフェース回路 578 および 588 を使用して、ポイントツーポイ

10

20

30

40

50

ント(P t P)インターフェース 550 を介してデータを交換し得る。プロセッサ 570 および 580 は、ポイントツーポイントインターフェース回路 576、586、594 および 598 を使用して、個々のポイントツーポイントインターフェース 552 および 554 を介して、チップセット 590 とそれぞれデータを交換し得る。チップセット 590 は、P t P インタフェース回路であり得るインターフェース回路 592 を使用して、高性能グラフィックスインターフェース 539 を介して、高性能グラフィックス回路 538 とデータを交換してもよい。代替的な実施形態において、図 5 に例示されている、任意のまたは全ての P t P リンクは、P t P リンクではなく、マルチドロップバスとして実装され得る。

【 0038 】

チップセット 590 は、インターフェース回路 596 を介して、バス 520 と通信を行つてよい。バス 520 は、バスブリッジ 518 および I / O デバイス 516 のような、それを介して通信する 1 または複数のデバイスを有してよい。バス 510 を介して、バスブリッジ 518 は、キーボード / マウス 512 (またはタッチスクリーン、トラックボールのような他の入力デバイスなど) 、通信デバイス 526 (モデム、ネットワークインターフェースデバイス、またはコンピュータネットワーク 560 を通じて通信し得る、他の種類の通信デバイスのような) オーディオ I / O デバイス 514 、および / またはデータストレージデバイス 528 のような他のデバイスと通信を行つてよい。データストレージデバイス 528 は、プロセッサ 570 および / または 580 により実行され得るコード 530 を格納し得る。代替的な実施形態において、バスアーキテクチャの任意の部分は、1 または複数の P t P リンクで実装され得る。

【 0039 】

図 5 に図示されているコンピュータシステムは、本明細書に記載されている様々な実施形態を実装するために利用され得る、コンピューティングシステムの一実施形態の概略図である。図 5 に図示されているシステムの様々なコンポーネントは、システムオンチップ (S o C) アーキテクチャで、または任意の他の好適な構成で組み合わされ得ることが理解されるであろう。例えば、本明細書に開示されている実施形態は、スマートセルラーフォン、タブレットコンピュータ、パーソナルデジタルアシスタント、携帯型ゲーム機などのようなモバイルデバイスを含むシステム内に組み込まれ得る。少なくともいくつかの実施形態において、これらのモバイルデバイスには、S o C アーキテクチャが設けられることが理解されるであろう。

【 0040 】

図 6 を参照すると、図 6 は、本開示の例示的な A R M エコシステム S O C 600 と関連付けられる簡略ブロック図である。本開示の少なくとも 1 つの例示的な実装例は、本明細書に記載されているマルウェアの検出の特徴、および A R M コンポーネントを含んでよい。例えば、図 6 の例は、任意の A R M コア (例えば A - 7 、 A - 15 など) と関連付けられてよい。さらに、アーキテクチャは、任意の種類のタブレット、スマートフォン (A n d r o i d (登録商標) フォン、 i P h o n e (登録商標) を含む) 、 i P a d (登録商標) 、 G o o g l e N e x u s (登録商標) 、 M i c r o s o f t S u r f a c e (登録商標) 、パーソナルコンピュータ、サーバ、ビデオ処理コンポーネント、ラップトップコンピュータ (任意の種類のノートブックを含む) 、 U l t r a b o o k (商標) システム、任意の種類のタッチ式入力デバイスなどの一部であつてよい。

【 0041 】

図 6 のこの例において、A R M エコシステム S O C 600 は、L C D に結合する、モバイルインダストリプロセッサインターフェース (M I P I) / 高解像度マルチメディアインターフェース (H D M I (登録商標)) リンクと関連付けられ得る、複数のコア 606 - 607 、 L 2 キャッシュ制御 608 、バスインターフェースユニット 609 、 L 2 キャッシュ 610 、グラフィックス処理ユニット (G P U) 615 、相互接続 602 、ビデオコーデック 620 、および液晶ディスプレイ (L C D) I / F 625 を含んでよい。

【 0042 】

A R M エコシステム S O C 600 は、加入者識別モジュール (S I M) I / F 630 、

10

20

30

40

50

ブートリードオンリーメモリ(ROM)635、シンクロナスダイナミックランダムアクセスメモリ(SDRAM)コントローラ640、フラッシュコントローラ645、シリアル周辺インターフェース(SPI)マスター650、好適な電力制御655、ダイナミックRAM(DRAM)660、およびフラッシュ665も含んでよい。加えて、1または複数の例示的な実施形態は、1または複数の通信能力、インターフェースならびにBluetooth(登録商標)670、3Gモデム675、全地球測位システム(GPS)680、および802.11Wi-Fi(登録商標)685の例のような特徴を含む。

【0043】

動作において、図6の例は、比較的低い消費電力とともに処理能力を提供でき、様々な種類のコンピューティング(例えば、モバイルコンピューティング、ハイエンドデジタルホーム、サーバ、無線インフラストラクチャなど)を可能とする。加えて、このようなアーキテクチャは、任意の数のソフトウェアアプリケーション(例えば、Android(登録商標)、Adobe(登録商標)Flash(登録商標)Player、Java(登録商標)Platform Standard Edition(Java(登録商標)SE)、Java(登録商標)FX、Linux(登録商標)、Microsoft Windows(登録商標)Embedded、Symbian、およびUbuntuなど)を可能にし得る。少なくとも1つの例示的な実施形態において、コアプロセッサは、結合された低レイテンシレベル2キャッシュを有するアウトオブオーダースーパースカラパイプラインを実装し得る。

【0044】

図7は、一実施形態に係るプロセッサコア700を例示する。プロセッサコア700は、マイクロプロセッサ、組込みプロセッサ、デジタル信号プロセッサ(DSP)、ネットワークプロセッサ、または、コードを実行する他のデバイスのような、任意の種類のプロセッサ用のコアであってよい。図7において、1つのプロセッサコア700のみが例示されているが、プロセッサは、図7に例示されているプロセッサコア700の1つより多くを代替的に含んでよい。例えば、プロセッサコア700は、図5のプロセッサ570および580に関連して示され、説明されている、プロセッサコア574a、574b、584a、および584bの1つの例示的な実施形態を表す。プロセッサコア700は、シングルスレッドコアであってよく、または、少なくとも1つの実施形態に関して、プロセッサコア700は、コアごとに1つより多くのハードウェアスレッドコンテキスト(または「ロジカルプロセッサ」)を含み得るという点で、マルチスレッドコアであってよい。

【0045】

図7はまた、一実施形態に係る、プロセッサコア700に結合されたメモリ702を例示する。メモリ702は、既知のまたはそうでなければ当業者に利用可能な多種多様なメモリ(メモリ階層の様々な層を含む)の何れかであってよい。メモリ702は、プロセッサコア700により実行される1または複数の命令であり得るコード704を含んでよい。プロセッサコア700は、コード704により示される、命令のプログラムシーケンスに従ってよい。各命令は、フロントエンドロジック706に入り、1または複数のデコーダ708により処理される。デコーダは、その出力として、予め定義されたフォーマットで固定幅のマイクロオペレーションのようなマイクロオペレーションを生成してよく、または元のコード命令を反映する他の命令、マイクロ命令、もしくは制御信号を生成してよい。フロントエンドロジック706はまた、レジスタリネーミングロジック710およびスケジューリングロジック712を含み、これらは、概して、リソースを割り当て、実行の命令に対応する動作をキューに登録する。

【0046】

プロセッサコア700は、一連の実行ユニット716-1から716-Nを有する実行ロジック714を含んでもよい。いくつかの実施形態は、特定の機能または複数の機能セット専用の多数の実行ユニットを含み得る。他の実施形態は、1つの実行ユニットのみ、または特定の機能を実行できる1つの実行ユニットを含み得る。実行ロジック714は、コード命令により指定される動作を実行する。

10

20

30

40

50

【 0 0 4 7 】

コード命令により指定される動作の実行が完了した後、バックエンドロジック 718 は、コード 704 の命令をリタイアできる。1つの実施形態において、プロセッサコア 700 は、アウトオブオーダ実行を許可するが、命令のインオーダリティアメントを必要とする。リティアメントロジック 720 は、（例えば、リオーダバッファまたは同様の）様々な既知の形式を取ってよい。このように、デコーダ、レジスタリネーミングロジック 710 により利用されるハードウェアレジスタおよびテーブル、ならびに実行ロジック 714 により変更される任意のレジスタ（不図示）により生成される出力に少なくとも関して、プロセッサコア 700 は、コード 704 の実行中に変換される。

【 0 0 4 8 】

10

図 7 に例示されていないが、プロセッサは、プロセッサコア 700 とともに他の要素をチップ上に含んでよく、少なくともそれらのうちいくつかは、図 5 を参照して本明細書に示され、説明されている。例えば、図 5 に示されているように、プロセッサは、プロセッサコア 700 とともにメモリ制御ロジックを含んでよい。プロセッサは、I/O 制御ロジックを含んでよく、および / またはメモリ制御ロジックと統合される I/O 制御ロジックを含んでよい。

【 0 0 4 9 】

本明細書に提供されている例に関して、インタラクションは、2つ、3つまたはそれより多くのネットワーク要素に関して説明され得ることに留意されたい。しかしながら、これは、明確性および例示目的のためだけになされたものである。特定の場合には、限定的な数のネットワーク要素のみを参照することにより、所与のセットのフローの 1 または複数の機能を説明することがより容易になる場合がある。通信システム 100 およびその教示は、容易にスケーラブルであり、多数のコンポーネント、ならびにより複雑な / 洗練された配置及び構成に適応可能であることを理解されたい。従って、提供されている例は、潜在的に無数の他のアーキテクチャに適用される通信システム 100 の範囲を限定する、またはその広範な教示を阻むべきではない。

20

【 0 0 5 0 】

前述されたフロー図（すなわち、図 3 から図 4）の動作は、通信システム 100 により実行され得る、または通信システム 100 内に考えられる相關シナリオおよびパターンのうちいくかのものだけを例示することに留意することも重要である。これらの動作のうちいくかのものは、適切な箇所で削除されもしくは取り除かれてよく、または、これらの動作は、本開示の範囲から逸脱することなく、大幅に修正もしくは変更されてよい。加えて、これらの動作の多数は、1 または複数の追加的な動作と同時にまたは並行して実行されていると説明されている。しかしながら、これらの動作のタイミングは、大幅に変更され得る。前述された動作のフローは、例示および説明目的のために提供されている。任意の好適な配置、時系列、構成、およびタイミングのメカニズムが、本開示の教示から逸脱することなく提供され得るという点で、大きな柔軟性が、通信システム 100 により提供される。

30

【 0 0 5 1 】

本開示は、特定の配置および構成を参照して詳細に説明されているが、これらの例示的な構成および配置は、本開示の範囲から逸脱することなく著しく変更され得る。さらに、特定のコンポーネントが、特定の必要性および実装に基づいて、組み合わされ、分離され、排除され、または追加され得る。さらに、通信システム 100 は、通信処理を容易にする特定の要素および動作に関連して例示されているが、これらの要素および動作は、通信システム 100 の意図される機能を実現する、任意の好適なアーキテクチャ、プロトコル、および / またはプロセスによって置き換えられてよい。

40

【 0 0 5 2 】

多数の他の変更、代替、変形、改变および修正が、当業者に確認され得て、本開示は、全てのそのような変更、代替、変形、改变および修正を添付の特許請求の範囲内に含まれるものとして包含することが意図される。米国特許商標庁（U S P T O）を補助するため

50

、さらに、本明細書に添付の特許請求の範囲の解釈において、本願に基づいて発行された任意の特許のあらゆる読者を補助するため、出願人は、(a)「の手段(means for)」または「の段階(step for)」という文言が、特定の特許請求の範囲において具体的に使用されない限り、出願日において本明細書に存在するよう、添付の特許請求の範囲の何れかに米国特許法第112条第6段落を援用することを出願人が意図したこと、および(b)明細書におけるあらゆる記述によって、決して、本開示をそうでなければ添付の特許請求の範囲に反映されないように限定することを出願人が意図しないことに留意することを望んでいる。

【0053】

[他の留意事項および例]

10

例C1は、少なくとも1つのプロセッサにより実行された場合、プロセスを監視することと、プロセスが1または複数のシステム関数を検索するために解析しているかを判断することと、プロセスが1または複数のシステム関数を検索するために解析している場合、プロセスをフラグ設定することとを少なくとも1つのプロセッサに実行させる1または複数の命令を有する少なくとも1つの機械可読媒体である。

【0054】

例C2において、例C1の主題は、プロセスがダイナミックリンクライブラリテーブルを見つけて解釈するべく、portable executableヘッダを解析する場合、プロセスが1または複数のシステム関数を検索するために解析していると判断されることを任意で含んでよい。

20

【0055】

例C3において、例C1からC2の何れか1つの主題は、プロセスがGetProcAddressを呼び出す場合、プロセスが1または複数のシステム関数を検索するために解析していると判断されることを任意で含んでよい。

【0056】

例C4において、例C1からC3の何れか1つの主題は、プロセスがシェルコードを含むことを任意で含んでよい。

【0057】

例C5において、例C1からC4の何れか1つの主題は、少なくとも1つのプロセッサにより実行される場合、1または複数の命令は、マルウェアについてプロセスを分析することを少なくとも1つのプロセッサにさらに実行させることを任意で含んでよい。

30

【0058】

例C6において、例C1からC5の何れか1つの主題は、少なくとも1つのプロセッサにより実行される場合、1または複数の命令は、プロセスがホワイトリスト内に見つかった場合にフラグ設定を除去することを少なくとも1つのプロセッサにさらに実行させることを任意で含んでよい。

【0059】

例A1において、装置は、システム処理監視モジュールを含んでよい。システム処理監視モジュールは、プロセスを監視し、プロセスが1または複数のシステム関数を検索するために解析しているかを判断し、プロセスが1または複数のシステム関数を検索するために解析している場合、プロセスをフラグ設定する構成され得る。

40

【0060】

例A2において、例A1の主題は、プロセスがダイナミックリンクライブラリテーブルを見つけて解釈するべく、portable executableヘッダを解析する場合、プロセスは、1または複数のシステム関数を検索するために解析していると判断されることを任意で含んでよい。

【0061】

例A3において、例A1からA2の何れか1つの主題は、プロセスがGetProcAddressを呼び出す場合、プロセスが1または複数のシステム関数を検索するために解析していると判断されることを任意で含んでよい。

50

【 0 0 6 2 】

例 A 4 において、例 A 1 から A 3 の何れか 1 つの主題は、プロセスがシェルコードを含むことを任意で含んでよい。

【 0 0 6 3 】

例 A 5 において、例 A 1 から A 4 の何れか 1 つの主題は、システム処理監視モジュールが、マルウェアについてプロセスを分析するようさらに構成されることを任意で含んでよい。

【 0 0 6 4 】

例 A 6 において、例 A 1 から A 5 の何れか 1 つの主題は、プロセスがホワイトリスト内に見つかった場合、システム処理監視モジュールは、フラグ設定を除去するようさらに構成されることを任意で含んでよい。 10

【 0 0 6 5 】

例 M 1 は、プロセスを監視する段階と、プロセスが 1 または複数のシステム関数を検索するために解析しているかを判断する段階と、プロセスが 1 または複数のシステム関数を検索するために解析している場合、プロセスをフラグ設定する段階とを含む方法である。

【 0 0 6 6 】

例 M 2 において、例 M 1 の主題は、プロセスがダイナミックリンクライブラリテーブルを見つけて解釈するべく、`portable executable` ヘッダを解析する場合、プロセスが 1 または複数のシステム関数を検索するために解析していると判断されることを任意で含んでよい。 20

【 0 0 6 7 】

例 M 3 において、例 M 1 から M 2 の何れか 1 つの主題は、プロセスが `GetProcAddress` を呼び出す場合、プロセスが 1 または複数のシステム関数を検索するために解析していると判断されることを任意で含んでよい。

【 0 0 6 8 】

例 M 4 において、例 M 1 から M 3 の何れか 1 つの主題は、プロセスがシェルコードを含むことを任意で含んでよい。

【 0 0 6 9 】

例 M 5 において、例 M 1 から M 4 の何れか 1 つの主題は、マルウェアについてプロセスを分析することを任意で含んでよい。 30

【 0 0 7 0 】

例 S 1 は、マルウェアを検出するためのシステムであって、システム処理監視モジュールを含んでよい。システム処理監視モジュールは、プロセスを監視し、プロセスが 1 または複数のシステム関数を検索するために解析しているかを判断し、プロセスが 1 または複数のシステム関数を検索するために解析している場合、プロセスをフラグ設定するよう構成され得る。

【 0 0 7 1 】

例 S 2 において、例 S 1 の主題は、プロセスがダイナミックリンクライブラリテーブルを見つけて解釈するべく、`portable executable` ヘッダを解析する場合、プロセスが 1 または複数のシステム関数を検索するために解析していると判断されることを任意で含んでよい。 40

【 0 0 7 2 】

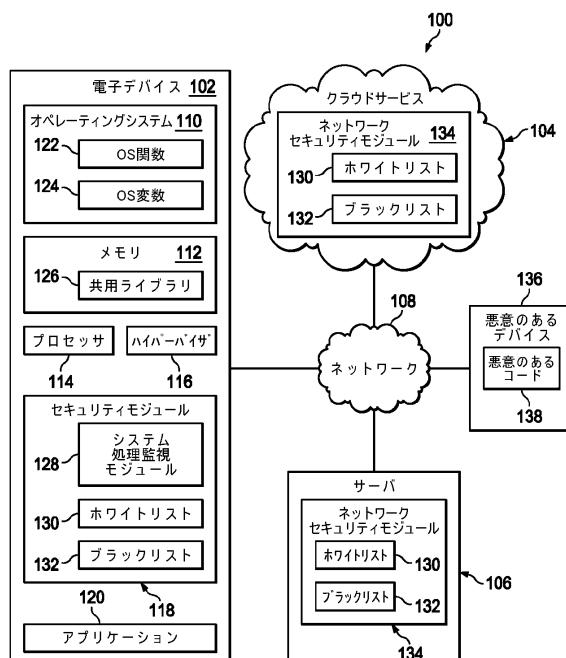
例 S 2 において、例 S 1 および S 2 の何れか 1 つの主題は、プロセスが `GetProcAddress` を呼び出す場合、プロセスが 1 または複数のシステム関数を検索するために解析していると判断されることを任意で含んでよい。

【 0 0 7 3 】

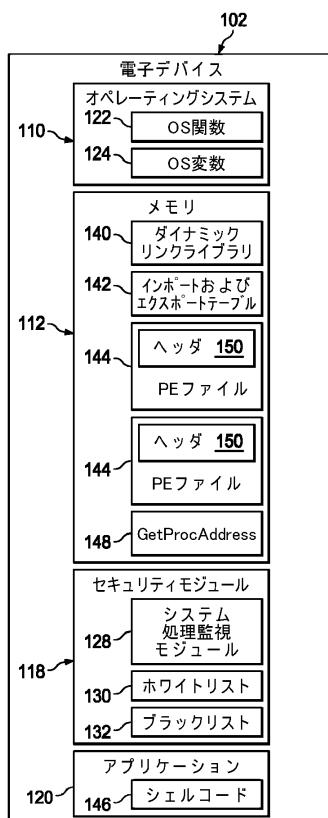
例 X 1 は、例 A 1 - A 6 または例 M 1 - M 5 の何れか 1 つに示されるように、方法を実装する、または装置を実現する機械可読命令を含む機械可読記憶媒体である。例 Y 1 は、例示的な方法 M 1 - M 5 の何れかを実行するための手段を備える装置である。例 Y 2 において、例 Y 1 の主題は、プロセッサおよびメモリを備える方法を実行するための手段を任 50

意で含んでよい。例Y3において、例Y2の主題は、機械可読命令を備えるメモリを任意で含んでよい。

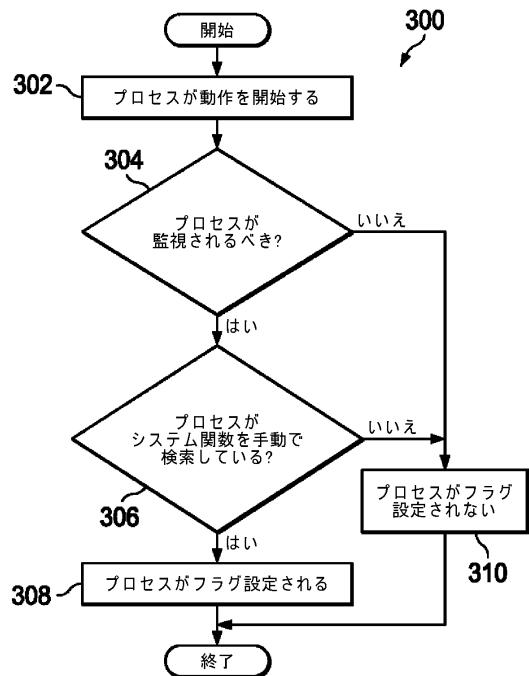
【図1】



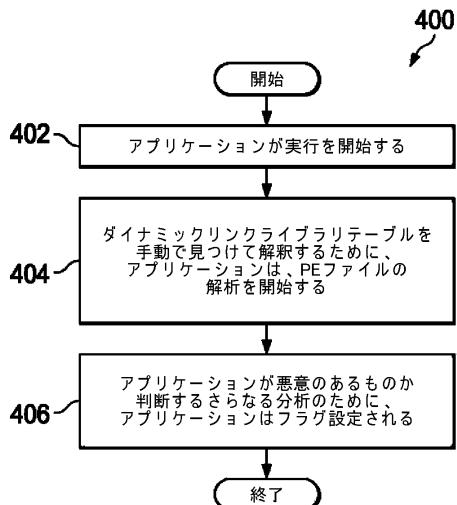
【図2】



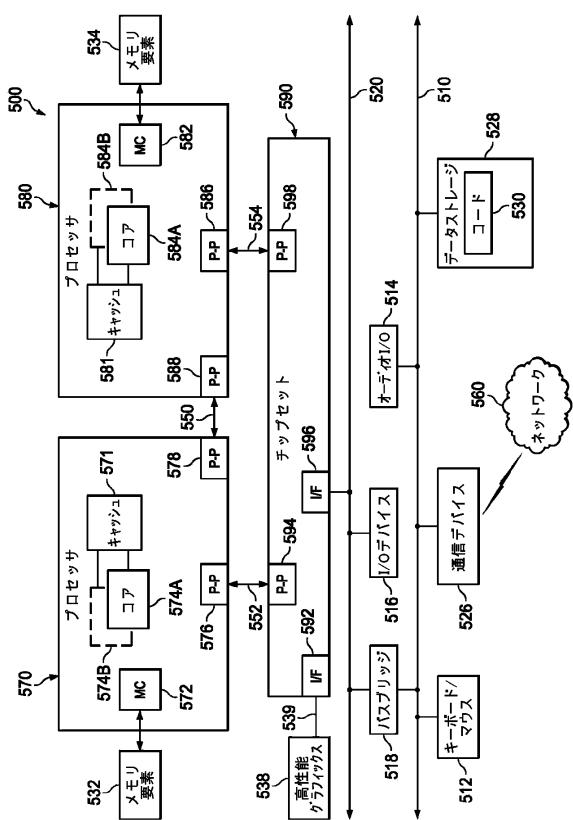
【図3】



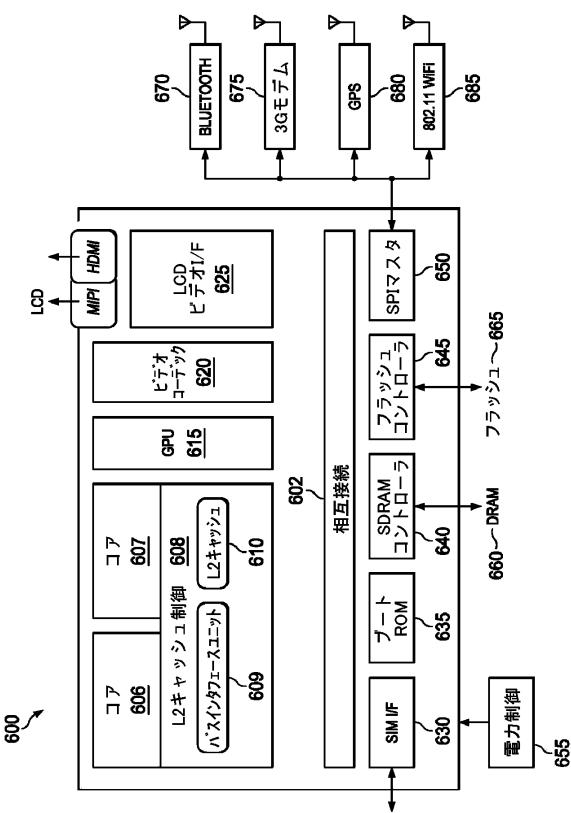
【図4】



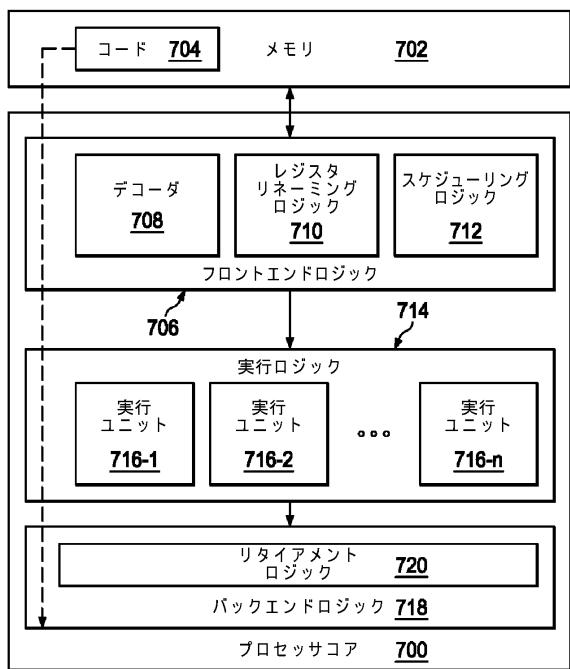
【図5】



【図6】



【図7】



フロントページの続き

(72)発明者 スパーロック、ジョーエル アール.
アメリカ合衆国、95054 カリフォルニア州、サンタ クララ ミッション カレッジ ブー
レバード 2821 マカフィー、インコーポレイテッド内

審査官 宮司 卓佳

(56)参考文献 米国特許第08307432(US, B1)
米国特許出願公開第2012/0291131(US, A1)
特開2011-233126(JP, A)
特表2014-514651(JP, A)

(58)調査した分野(Int.Cl., DB名)

G 06 F 21/56